

(様式第4号)

上田市消防委員会 会議概要

1 審議会名	上田市消防委員会
2 日時	平成30年 7月19日 午後1時30分から午後3時30分まで
3 会場	上田地域広域連合消防本部庁舎 3階 大会議室
4 出席者	岡田会長、青木副会長、久保田委員、高木委員、滝沢委員、竹内委員、戸兵委員 中田委員、中原委員、西澤委員、古川委員、堀内委員、堀内委員
5 市側出席者	松井消防部長、久保田消防総務課長、越中央消防課長、堀池消防予防課長、 宮原消防警防課長、手塚南部消防課長、宮島東北消防課長、吉池川西消防課長、 丸山丸子消防課長、瓶子真田消防課長、金子武石自治センター次長、 長谷川消防団担当政策幹、田中危機管理防災課長、関消防総務担当係長、 矢島消防団長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成30年 7月20日

協 議 事 項 等

1 開 会 (久保田消防総務課長)
2 あいさつ
(1) 岡田会長
(2) 松井消防部長
3 自己紹介
(1) 委員の自己紹介
(2) 事務局の自己紹介
4 協議事項
(1) 上田市消防委員会の概要について
・資料に沿い、久保田消防総務課長から上田市消防委員会条例について概要を説明
(2) 上田市消防団及び上田地域広域連合消防本部の状況について
ア 上田市消防団の紹介 (矢島消防団長)
・資料に沿い、矢島団長から上田市消防団の状況について概要を説明
イ 上田地域広域連合消防本部の概要について
・資料に沿い、久保田消防総務課長から上田地域広域連合消防本部について概要を説明
(3) 自主防災組織の状況について
・資料に沿い、田中危機管理防災課長から自主防災組織の状況について概要を説明
・以降、協議
(委 員) 第60回長野県消防ポンプ操法・第27回長野県ラップ吹奏大会への出場に関する経費はどのようにしているのか。
(事務局) 上田市消防団運営交付金交付規程に基づき必要経費に充てる交付金の交付、大会会場等への選手・自治会応援者の移動手段として、上田市公用車を使用している。
(委 員) 消防団員の勧誘方法はどのようにしているのか。団員になるには条件等はあるのか。
(事務局) 上田市消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例第3条で、「その消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの」・「年齢18歳以上の者」・「志操堅固で、かつ、身体強健な者」の資格を有する者で市長の承認を経て団長が任用すると規定されている。各分団が個別に勧誘するケースが多いと思うが、職場・個別の環境等の繋がりにより個々に勧誘の方法は異なる場合もある。消防団員募集をテーマに上田市消防出初式に併せて全隊・全分団でポスターを作成し加入促進を図っていると同時に、広報うえだ・上田市ホームページ・上田市消防団ホームページにて消防団活動を紹介するとともに加入促進記事を掲載している。

(4) 平成30年度重点目標について

・資料に沿い、久保田消防総務課長、堀池消防予防課長、宮原消防警防課長、田中危機管理防災課長から市部局重点目標について概要を説明

・以降、協議

(委員) 常備消防力の充実・強化中の上田中央消防署はしご車のオーバーホールについて基準等はあるのか。更新購入すればどうか。

(事務局) 平成19年3月に「はしご付消防自動車の安全基準」の制定により、オーバーホールは運用開始から7年目又は使用時間が1,500時間を超えると、及びオーバーホールから5年目(使用頻度が高い時は使用時間が1,000時間を超えると)で実施することとされている。消防本部所有車両は車両更新計画を策定しており、それに基づき、今年度はオーバーホールでの対応としている。

(委員) 消防団体制の充実・強化中の消防団員装備の充実「災害現場活動に係る安全教育及び安全確保のための装備品の配備」で、救助用半長靴500足と耐切創性手袋を500双配備とあるが全団員に完全配備するものなのか。

(事務局) 平成27年度から5箇年計画で実施しており、団員の入れ替え等にも対応するとともに、全団員に配備する計画である。

(委員) 消防団活動において危険がともなう場面があると思うが、活動中の災害に対して団員さんの保険等活動環境の整備はどのようになっているのか。

(事務局) 上田市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、消防団員のみならず初期消火に従事した市民に対しても消防作業に従事した者等への損害補償制度を定めている。また、消防団員福祉共済に加入しており入院時の見舞金等の助成を受けられるなど、処遇の向上と活動環境の整備に努めている。

(委員) 「自助・共助」を主体とした地域防災力の向上と危機管理防災体制の強化に関連することかと思うが、「防災ハザードマップ」の他に「ため池ハザードマップ」というようなものの作成状況はどうか。

(事務局) ため池ハザードマップは、市土地改良課で順次作成しており、該当の地域に配布されている。防災ハザードマップと同様に危険度の把握、避難等の判断基準として有事の際は活用いただけるものだと思う。

(委員) 市民への防火対策の推進及び応急手当の普及促進中の市民・事業所への防火対策の推進として高齢者への住宅防火対策とあるが、対象者と指導方法はどのようなものか。

(事務局) 対象は65歳以上で一人暮らしの高齢者の方への実施を優先している。消防職員と地域包括支援センター職員の同行協力を得て、お宅を訪問し住宅防火チェックシートを用いて防火指導及び防火啓発活動を実施している。チェックシートは広報うえだ等に掲載し市民皆様にも広く活用していただけるよう周知している。